
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	第 146 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 146 回実務対応専門委員会（2022 年 6 月 28 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。
 - 「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」に対するコメントの全文とそれらに対する対応
 - 実務対応報告「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」において追加で取り扱うべき論点の有無
 - 実務対応報告「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案
 - 実務対応報告「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表のための「公表にあたって」の文案
 - 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対するコメントの概要

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（実務対応報告「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」において追加で取り扱うべき論点の有無について）

2. 組合等への出資の会計処理について、有価証券に係る現行の定めを準用するかどうかを検討する必要があるかどうかについては、現時点でその取引量が少ないということなので、追加で取り扱うべき論点ではないとする事務局の提案を支持する。
3. 公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する一部の論点を取り扱わないこととしていたが、実務対応報告の文案では具体的に 4 つの論点を一部の論点の項目として列挙しており、分かり易くなったのではないかと。
4. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関して論点として取り扱わなかった項目については、その認識した課題、検討の経緯などの概略を記載した方が

よいのではないか。

（「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対するコメントの概要について）

5. シンガポールでは会計・税制上の取扱いが明確であるとのコメントがあるが、我が国における会計基準の開発において参考にできることもあるかもしれないので、シンガポールの会計・税制上の取扱いを確認していただきたい。

以 上